

## 南・内部中学校区植樹管理（剪定）業務委託仕様書

1 件 名	南・内部中学校区植樹管理（剪定）業務委託
2 業務の対象	四日市市日永四丁目ほか4町 地内
3 業務の概要	児童生徒の安全確保及び景観の保持を基本目的とし、樹木の育成状況・空間的余裕などを考慮して行う剪定作業。
4 作業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 剪定する樹木に関しては別添の剪定樹木一覧表を参照のうえ、位置番号を別添の図面と照らし合わせて確認すること。</li><li>・ 剪定方法については、樹木の種類や育成状況に応じ、樹形を損なうことのないよう配慮すること。また、事前に各施設の責任者（校長又は教頭）と十分協議したうえ、各施設の責任者の指示に従って作業すること。</li></ul>
5 実施時期	契約の日から 令和3年3月12日 ※なお、業務の実施までに、その予定を各施設の責任者と協議し、決定した予定表を発注者に提出すること。
6 剪定枝葉の処分	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 剪定枝葉の処分については、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、一般廃棄物の受け入れが可能な再生資源化施設に搬入すること。 また処理後すみやかに計量伝票の写しを監督員に提出すること。</li><li>・ 処分量が増減した場合は、設計数量の変更対象とする。 但し、増減量が設計数量の1割未満の場合はその対象としないものとする。</li></ul>
7 業務報告	業務の完了後下記の書類を作成し、速やかに提出するものとする。 ①樹木剪定業務確認書（別添） 各施設の責任者（校長又は教頭）の確認印を受けること。 ②着工前・作業中の写真・後の写真 ③委託業務（完了）報告書（別添） ④剪定廃材処分報告書（別添） 処分状況の写真を添付すること。 ⑤処分量が分かるもの（計量伝票の写しなど）
8 支払方法	業務の完了後、上記報告等の確認をもって四日市市会計規則に基づき支払うものとする。
9 その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 業務の施行に関し、必要な水道、電気は市より支給（供給可能な範囲に限る）するものとし、その他使用する工具・機械・油・消毒剤・雑材等は一切受注者の負担とする。</li><li>・ その他この仕様書に定めない事項及び疑義が生じたときは発注者の指示を受けること。</li></ul>

## 暴力団等不当介入に関する事項

### 1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができる。

### 2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

## 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、「四日市市個人情報の取扱いを伴う業務の委託等に関する基準を定める規程（平成27年10月6日訓令第9号）」に定める『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。

## 障害者差別解消に関する事項

### 1. 対応要領に沿った対応

- (1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- (2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

### 2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受注者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。



委 託 業 務 （ 完 了 ） 報 告 書

令和 年 月 日

四日市市長

受注者住所

受注者氏名

件 名 南・内部中学校区植樹管理（剪定）業務委託

委託期間 契約の日から 令和3年3月12日

# 剪定廃材処分報告書

令和 年 月 日

四日市市長

業 務 名	南・内部中学校区植樹管理（剪定）業務委託
業務場所	
契約番号	
委託期間	契約の日から 令和3年3月12日

1. 処分場所

2. 処分内容

3. 処分量

○上記のとおり処分いたしましたので報告します。

受注者住所

受注者氏名

## 業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いため、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とする。ただし、感染防止については、事前に監督員と協議を行い有効な手段と認められる場合に業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- (5) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受注者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。